

# 規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

規制の名称：一般信書便事業の許可基準等の見直し（配達頻度や送達日数等の見直し）

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省情報流通行政局郵政行政部企画課信書便事業室・郵便課

評価実施時期：令和8年5月

## 1 事後評価結果の概要

### <規制の内容>

郵便事業を取り巻く社会・経済環境等が変化の中で郵便サービスの安定的な提供を確保するため、郵便法（昭和22年法律第165号）を改正し郵便サービスの提供水準を見直す（緩和）とともに、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）においても、郵便法と同様（注）に、一般信書便役務の提供水準につき、次の規制（緩和）を行うもの。

- ① 一般信書便事業の許可基準（信書便物の配達頻度）及び役務の要件（送達日数）の見直し
  - ・ 信書便物の配達頻度に係る基準（週6日以上）の配達を、「週5日以上」に緩和
  - ・ 送達日数に係る要件（原則3日以内）の配達を、「原則4日以内」に緩和

- ② 配達地により異なる額の料金を定めることができる信書便物の範囲の拡大

（注）信書便法では、一般信書便事業者（全国全面参入型の信書の送達事業を営む者。以下同じ。）と日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）との対等な競争条件を確保等するため、一般信書便事業者に対して、日本郵便に対する郵便法の規律と同水準の規律を課している。

### <今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

### <課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

**<行政費用の概況>**

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

**<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>**

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

**2 事前評価時の予測との比較**

**<効果（課題の解消・予防）>**

		算出方法と数値
①	事前評価時	— (本規制緩和で、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、一般信書便事業者の参入が実現した場合には、郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数のサービスからより適当なサービスを選択できるようになる可能性がある。)
	事後評価時	現時点で、一般信書便事業者として参入している事業者はおらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時に見込んだものから乖離はない。

**<負担>**

**■行政費用**

		算出方法と数値
①	事前評価時	— (令和2年10月時点で、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないため、規制の対象となる者はおらず、行政費用は規制導入前後で変わらないものと見込む。なお、本規制は、一般信書便役務の提供水準を変更するものに過ぎず、今後、規制の対

		象となる者が参入したとしても、行政が行う許可等手続やモニタリングの必要性には変更がないことから、規制導入後に手続に係る行政費用が増加することは考えられない。
	事後評価時	現時点で、一般信書便事業者として参入している事業者はおらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時に見込んだものから乖離はない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	— （令和2年10月時点で、一般信書便事業者は存在しないため、顕在化する負担は直ちには想定されない。）
	事後評価時	現時点で、一般信書便事業者として参入している事業者はおらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時に見込んだものから乖離はない。

**3 考察**

現時点で、一般信書便事業者として参入している事業者はおらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、日本郵便との対等な競争条件を確保するために一般信書便役務の提供水準について郵便法と同様の見直し（緩和）を行う必要性や、その効果・費用については、事前評価時に見込んだものから乖離はないことから、本規制を継続することが妥当であると考えられる。